平成２３年（フ）第３８９号
長崎県長崎市相生町12番１号　エスポワール105、旧住所長崎県長崎市西山３丁目22番14号
債務者　関　　恵美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５４４号
札幌市白石区南郷通２丁目南９番７―407号
債務者　中村　了子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０７号
札幌市北区新琴似５条12丁目３番８号
債務者　安田　裕雅
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２４４号
北海道江別市美原671番地の６　清水清信方
債務者　畠山　繁希
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３９１号
北海道北広島市大曲南ヶ丘５丁目３番地13　ケンケンハウス36―102号
債務者　八戸　宏克
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４２６号
札幌市北区北29条西５丁目２番23―203号
債務者　篠島　洋一
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４０号
札幌市西区発寒５条４丁目５番１号
債務者　畠山　敏昭
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４４５号
札幌市手稲区前田８条18丁目９番28号
債務者　東田　　徹
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４５５号
札幌市西区西町南15丁目２番12号　西町Ｓ15―202号
債務者　石井　彰人
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４６６号
札幌市西区二十四軒４条３丁目３番８号　キャッスル43―202号
債務者　駒澤　明美
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７０号
札幌市白石区栄通21丁目22番７―307号
債務者　稗田麻希子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４７５号
札幌市中央区南５条西８丁目５番地１　ダイナスティパレス58―505号
債務者　古谷佐緒里
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２４８７号
札幌市南区澄川５条11丁目４番３―305号
債務者　壬生田　優
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１０号
札幌市東区北18条東９丁目３番20号　横山マンション２号
債務者　長内　亜久
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５１１号
札幌市東区北18条東９丁目３番20号　横山マンション２号
債務者　長内麻記子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５４８号
北海道恵庭市文京町３丁目２番21―102号
債務者　阿部　陽子（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２５８９号
札幌市北区百合が原５丁目２番１―206号
債務者　若林　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで　札幌地方裁判所民事第４部